(傍線部分は改正部分)

<u> </u>	``	内で、	第二									第	目 次		一
竟界又よその寸丘こおする章達、書勿その也の工乍勿の蒅	その居住者の承諾がなければ、立ち入ることはできない。	で、隣地を使用することができる。ただし、住家については	第二百九条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲	隣地の使用)	(第二百六十四条の九―第二百六十四条の十四)	第五節 管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令	$\mathcal{L}$	命令(第二百六十四条の二―第二百六十四条の八	第四節 所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理	第三節 共有(第二百四十九条—第二百六十四条)	第三章 (略)	第二編 (略)		改正後	民法(明治二十九年法律第八十九号)(第一条関係)
(新設)	の住家に立ち入ることはできない。を請求することができる。ただし、隣人の承諾がなければ、そ	は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用	第二百九条 土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又	(隣地の使用請求)						第三節 共有(第二百四十九条—第二百六十四条)	第三章 (同上)	第二編 (同上)	目次	改 正 前	

土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することをないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の条第一項において「継続的給付」という。)を受けることがで不の供給その他これらに類する継続的給付(以下この項及び次又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道	第二百十三条の二 土地の所有者は、他の土地に設備を設置(継続的給付を受けるための設備の設置権等)	を受けたときは、その償金を請求することができる。 4 第一項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害	って足りる。難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをも	知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に	第	ればならない。 使用者」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなけ	者及び隣地を現に使用している者(以下この条において	2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の	三 第二百三十三条第三項の規定による枝の切取り	二 境界標の調査又は境界に関する測量	造、収去又は修繕
すること で、他の て、他の で、他の	置し、(新設)	を請求することができる。 を請求することができる。 が損害 2 前項の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償	とをも	とが困 有に通	, その (新設)	はなけ	「隣地	の所有 (新設)	(新設)	(新設)	

#### ができる。

- ない。 という。) のために損害が最も少ないものを選ばなければならの土地又は他人が所有する設備(次項において「他の土地等」 前項の場合には、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他
- ただし書及び第二項から第四項までの規定を準用する。 用することができる。この場合においては、第二百九条第一項めに当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使めに当該他の土地又は当該他人が所有する設備を使用するた 第一項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他
- わなければならない。 の設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払 の設備の規定により他人が所有する設備を使用する者は、そ
- 7 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、

(新設)	<ul><li>一 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知るころの枝を切り取ることができる。</li><li>一 竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。</li><li>一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらずるの枝を切り取ることができる。</li></ul>
(新設) (新設) (竹木の枝の切除及び根の切取り)	(竹木の枝の切除及び根の切取り) 実育者は、その竹木の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越第二百三十三条 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越できる。
(新設)	第二百十三条の三 分割によって他の土地の一部を譲り渡したば継続的給付を受けることができる。この場合においては有地のみに設備を設置することができる。この場合においては、前条第五項の規定は、避開しない。
	こ要する費用を負担しなすればならない。の利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持

(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	共有者は、善良な 共有者は、善良な 共有者が他の変更) ことができない。 ことができない。 ことができないと の共有者以外の ることができないと ることができないと
(新設)	他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する2 共有物を使用する共有者は、別段の合意がある場合を除き、
第二百四十九条 (同上)	第二百四十九条 (略)
(共有物の使用)	(共有物の使用)
2] (同上)	4 (略)
	三 急迫の事情があるとき。
	とができないとき。

期間を超えないものを設定することができる。において「賃借権等」という。)であって、当該各号に定る賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(以下こ	4 共有者は、前三項の規定により、共有物に、次の各号に掲げ一諾を得なければならない。 物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その承	3 前二項の規定による決定が、共有者間の決定に基づいて共有賛否を明らかにしないとき。	ることとし	知ることができないとき。一、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を	事項を決することができる旨の裁判をすることができる。有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関するの共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共	(計分人ト)は計合)情々により、治を見つは引き人人(判所は、次の各号に掲げるときは、当該各号に規定す)使用する共有者があるときも、同様とする。	は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。共有項に規定する変更を加えるものを除く。次項において同じ。)する共有物の管理者の選任及び解任を含み、共有物に前条第一第二百五十二条 共有物の管理に関する事項(次条第一項に規定
	(新設)	(新設)				(新設)	し、保存行為は、各共有者がすることができる。 き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただ第二百五十二条 共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除

	者に対してその効力を生じない。ただし、共有者は、これをも4 前項の規定に違反して行った共有物の管理者の行為は、共有
	- した場合には、これに従ってその職務を行わなければならない
	3 共有物の管理者は、共有者が共有物の管理に関する事項を決
	を加えることができる旨の裁判をすることができる。
	求により、当該共有者以外の共有者の同意を得て共有物に変更
	を知ることができないときは、裁判所は、共有物の管理者の請
	2 共有物の管理者が共有者を知ることができず、又はその所在
	ないものを除く。次項において同じ。)を加えることができな
	ければ、共有物に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わ
	行為をすることができる。ただし、共有者の全員の同意を得な
(新設)	第二百五十二条の二 共有物の管理者は、共有物の管理に関する
	(共有物の管理者)
	とができる。
(新設)	5 各共有者は、前各項の規定にかかわらず、保存行為をするこ
	四 動産の賃借権等 六箇月
	三 建物の賃借権等 三年
	二 前号に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等 五年
	一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 十年

持分について前条の規定による分割をすることができない。持分について遺産の分割をすべきときは、当該共有物又はそのする場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその第二百五十八条の二 共有物の全部又はその持分が相続財産に属	ることができる。 金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ず 金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ず あるときは、裁判所は、その競売を命ずることができる。	3 前項に規定する方法により共有物を分割することができない一部を取得させる方法により共有物を分割することができない二 共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は二 共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は	<ul><li>一 共有物の現物を分割する方法</li><li>2 裁判所は、次に掲げる方法により、共有物の分割を命ずることができる。</li></ul>	いとき、又は協議をすることができないときは、その分割を裁第二百五十八条 共有物の分割について共有者間に協議が調わな (裁判による共有物の分割)
(新設)	(新設) (新設)	12 前項の場合において、共有物の現物を分割することができな2 前項の場合において、共有物の現物を分割することができな	(新設)	いときは、その分割を裁判所に請求することができる。第二百五十八条 共有物の分割について共有者間に協議が調わな(裁判による共有物の分割)

きは、この限りでない。
世内の時分が相続財産に属する場合において、相続人が当該共有物の持分に割の請求があった場合において、相続人が当該共有物の持分について遺産の分割の請求があった場合において、相続人が当該共有物の持分について遺産の分割をすることができる。ただし、当該共有物の持分について遺産の分割をすることができる。ただし、当該共有物の持分について遺産の分割をすることができる。ただし、当該共有物の持分について遺産の分割をすることに異議の申出をしたとついて同条の規定による分割をすることに異議の申出をしたとついて同条の規定による分割をすることに異議の申出をしたといいて、相続関始の当は、この限りでない。

2

判所にしなければならない。
当該請求があった旨の通知を受けた日から二箇月以内に当該裁当該相続人が前条第一項の規定による請求を受けた裁判所から

(所在等不明共有者の持分の取得)

第二百六十二条の二 不動産が数人の共有に属する場合において せる。 明共有者」という。)の持分を取得させる旨の裁判をすること るときは、 ができる。 の共有者に、 ることができないときは、裁判所は、 請求をした各共有者の持分の割合で按分してそれぞれ取得さ 共有者が他の共有者を知ることができず、 この場合において、 請求をした各共有者に、 当該他の共有者(以下この条において「所在等不 請求をした共有者が二人以上あ 所在等不明共有者の持分を 共有者の請求により、そ 又はその所在を知

- さは、裁判所は、同項の裁判をすることができない。に同項の裁判をすることについて異議がある旨の届出をしたとに同項の規定による請求又は遺産の分割の請求があり、かつ条第一項の規定による請求又は遺産の分割の請求があり、かつ
- る。 有者が取得した持分の時価相当額の支払を請求することができしたときは、所在等不明共有者は、当該共有者に対し、当該共 第一項の規定により共有者が所在等不明共有者の持分を取得

(所在等不明共有者の持分の譲渡)

明共有者」という。)以外の共有者の全員が特定の者に対しての共有者に、当該他の共有者(以下この条において「所在等不ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、そ第二百六十二条の三一不動産が数人の共有に属する場合において

の裁判をすることができる。不明共有者の持分を当該特定の者に譲渡する権限を付与する旨不明共有者の持分の全部を譲渡することを停止条件として所在等

ることができる。 在等不明共有者の持分に応じて按分して得た額の支払を請求す者は、当該譲渡をした共有者に対し、不動産の時価相当額を所者は、当該譲渡をした共有者に譲渡したときは、所在等不明共有多、第一項の裁判により付与された権限に基づき共有者が所在等

を除く。)が数人の共有に属する場合について準用する。 4 前三項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利(所有権

(準共有)

(準共有)

るときは、この限りでない。 有する場合について準用する。ただし、法令に特別の定めが第二百六十四条 この節の規定は、数人で所有権以外の財産権

を

(新設)

第四節

所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管

#### 理命令

(所有者不明土地管理命令)

はその所在を知ることができない土地(土地が数人の共有に属第二百六十四条の二 裁判所は、所有者を知ることができず、又

在を知ることができない土地の共有持分)について、必要があする場合にあっては、共有者を知ることができず、又はその所

ると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る

る管理を命ずる処分(以下「所有者不明土地管理命令」という項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下同じ。)によ土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人(第四

地管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である土地)命令の対象とされた土地(共有持分を対象として所有者不明土地管理命令の効力は、当該所有者不明土地管理

2

をすることができる。

の所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。)ににある動産(当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地

られた後に当該所有者不明土地管理命令が取り消された場合に3 所有者不明土地管理命令は、所有者不明土地管理命令が発せ及ぶ。

共有持分及び当該所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産の

当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は

有者不明土地管理命令において、所有者不明土地管理人を選任 裁判所は、所有者不明土地管理命令をする場合には、当該所産について、必要があると認めるときも、することができる。管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人が得た財

(所有者不明土地管理人の権限)

しなければならない。

土地管理人が得た財産(以下「所有者不明土地等」という。)

一支が大力では、の管理、処分その他の事由により所有者不明生地では、所有者不明土地管理命令の効力がでいた。

一世人が選任された場合には、所有者不明土地管理命令の対象と
第二百六十四条の三 前条第四項の規定により所有者不明土地管

る。

の管理及び処分をする権利は、

所有者不明土地管理人に専属す

一保存行為

利用又は改良を目的とする行為「所有者不明土地等の性質を変えない範囲内において、その

に関する訴えの取扱い)  に関する訴えの取扱い)  理人の義務)  理人の義務)  理人の義務)  理人の義務)  理人の義務)  理人の義務)  理人の義務)  理人の義務として所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管理合が、所有者不明土地管理人は、当該所有者不明土地管理人がその任務に違反したされた共有持分を有する者全員のために、善とされた共有持分を有する者全員のために、当該所有者不明土地管理人がその任務に違反しに著しい損害を与えたことその他重要な事制所は、利害関係人の請求により、所有者不明といできる。
( 新 設 設 設 )

# できる。 等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることが第二百六十四条の七 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地(所有者不明土地管理人の報酬等)

(新設)

を有する者を含む。)の負担とする。
な費用及び報酬は、所有者不明土地等の所有者(その共有持分2)所有者不明土地管理人による所有者不明土地等の管理に必要

(所有者不明建物管理命令)

在を知ることができない建物の共有持分)について、必要があする場合にあっては、共有者を知ることができず、又はその所はその所在を知ることができない建物(建物が数人の共有に属第二百六十四条の八一裁判所は、所有者を知ることができず、又

項に規定する所有者不明建物管理人をいう。以下この条におい建物又は共有持分を対象として、所有者不明建物管理人(第四

ると認めるときは、

利害関係人の請求により、

その請求に係る

有者不明建物管理命令」という。)をすることができる。て同じ。)による管理を命ずる処分(以下この条において「

物管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である建物)命令の対象とされた建物(共有持分を対象として所有者不明建物管理命令の効力は、当該所有者不明建物管理

が有するものに限る。)に及ぶ。 であって、当該所有者不明建物にある動産(当該所有者不明建物の所有者又は共有持分を有する者をいかの所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。)及の所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。)及び当該建物を所有し、又は当該建物の共有持分を有するためのとする権利(所有権を除く。)であって、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物が有するものに限る。)に及ぶ。

しなければならない。 有者不明建物管理命令において、所有者不明建物管理人を選任 裁判所は、所有者不明建物管理命令をする場合には、当該所

管理命令及び所有者不明建物管理人について準用する。 第二百六十四条の三から前条までの規定は、所有者不明建物

第五節 管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命

令

# (管理不全土地管理命令)

第二百六十四条の九 裁判所は、所有者による土地の管理が不適

侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要が当であることによって他人の権利又は法律上保護される利益が

地管理人をいう。以下同じ。)による管理を命ずる処分(以下象として、管理不全土地管理人(第三項に規定する管理不全土あると認めるときは、利害関係人の請求により、当該土地を対

「管理不全土地管理命令」という。)をすることができる。

するものに限る。) に及ぶ。 対象とされた土地の所有者又はその共有持分を有する者が所有 対象とされた土地にある動産(当該管理不全土地管理命令の ) 管理不全土地管理命令の効力は、当該管理不全土地管理命令

ればならない。 不全土地管理命令において、管理不全土地管理人を選任しなけ不全土地管理命令において、管理不全土地管理人を選任しなける 裁判所は、管理不全土地管理命令をする場合には、当該管理

## (管理不全土地管理人の権限)

管理人が得た財産(以下「管理不全土地等」という。)の管理ぶ動産並びにその管理、処分その他の事由により管理不全土地第二百六十四条の十一管理不全土地管理人は、管理不全土地管理

(新設)

(新設)	第二百六十四条の十二 管理不全土地管理人がその任務に違反し
	(管理不全土地管理人の解任及び辞任)
	公平にその権限を行使しなければならない。
	地管理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ
	2 管理不全土地等が数人の共有に属する場合には、管理不全土
	行使しなければならない。
	の所有者のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を
(新設)	第二百六十四条の十一管理不全土地管理人は、管理不全土地等
	(管理不全土地管理人の義務)
	9
	前項の許可をするには、その所有者の同意がなければならない
	3 管理不全土地管理命令の対象とされた土地の処分についての
	用又は改良を目的とする行為
	二 管理不全土地等の性質を変えない範囲内において、その利
	一 保存行為
	ることはできない。
	許可がないことをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗す
	するには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この
	2 管理不全土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為を
	及び処分をする権限を有する。

	。)をすることができる。
	る処分(以下この条において「管理不全建物管理命令」という
	建物管理人をいう。第四項において同じ。)による管理を命ず
	対象として、管理不全建物管理人(第三項に規定する管理不全
	があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該建物を
	が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要
	適当であることによって他人の権利又は法律上保護される利益
(新設)	第二百六十四条の十四 裁判所は、所有者による建物の管理が不
	(管理不全建物管理命令)
	用及び報酬は、管理不全土地等の所有者の負担とする。
	2 管理不全土地管理人による管理不全土地等の管理に必要な費
	きる。
	から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることがで
(新設)	第二百六十四条の十三 管理不全土地管理人は、管理不全土地等
	(管理不全土地管理人の報酬等)
	許可を得て、辞任することができる。
	2 管理不全土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の
	土地管理人を解任することができる。
	があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全
	て管理不全土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由

2 限る。 る権利 権を除く。 れた建物の所有者又はその共有持分を有する者が有するものに された建物の所有者又はその共有持分を有する者が所有するも とされた建物にある動産 のに限る。 管理不全建物管理命令は、 (賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利 に及ぶ。 及び当該建物を所有するための建物の敷地に関す であって、 当該管理不全建物管理命令の対象とさ (当該管理不全建物管理命令の対象と 当該管理不全建物管理命令の対象 (所有

3 ればならない。 不全建物管理命令において 裁判所は、管理不全建物管理命令をする場合には、 管理不全建物管理人を選任しなけ 当該管理

4 理命令及び管理不全建物管理人について準用する。 第二百六十四条の十から前条までの規定は、 管理不全建物管

(共同抵当における代価の配当)

第三百九十二条 按分する。 につき抵当権を有する場合において、 べきときは、 その各不動産の価額に応じて、 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産 同時にその代価を配当す その債権の負担を

(略)

2

(同上)

2

(相続財産の保存)

(共同抵当における代価の配当)

第三百九十二条 按分する。 べきときは、 につき抵当権を有する場合において、 その各不動産の価額に応じて、 債権者が同 一の債権の担保として数個の 同時にその代価を配当す その債権の負担を 不 動 産

一 相続開始の時から十年を経過する前に、相続人が家庭裁判の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 した後にする遺産の分割については、適用しない。ただし、次 (期間経過後の遺産の分割における相続分)	を相続人の共有持分とする。 (共同相続の効力) 各相続人の共有持分とする。 各相続人の共有持分とする。 各相続人の共有持分とする。 各相続人の共有持分とする。	第八百九十七条の二 家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。 「大とき、又は第九百五十二条第一項の規定により相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。ただし、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。ただし、相続財産の指導人が選任されているときは、この限りでない。 「家庭裁判所が相続財産の管理人の選任その他の相続 家庭裁判所が相続財産の管理人の選任その他の相続 家庭裁判所が相続財産の管理人の選任その他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任との他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任との他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任との他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任とができる。ただし、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いって、いって、いって、いって、いって、いって、いって、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	民国裁判所は、
新設)	(新設) (共同相続の効力)	( 彩記)	(斤斐)

所に遺産の分割の請求をしたとき。

\_ 間に、 分割の請求をしたとき。 ら六箇月を経過する前に、 由が相続人にあった場合において、 相続開始の時から始まる十年の期間の満了前六箇月以内の 遺産の分割を請求することができないやむを得ない事 当該相続人が家庭裁判所に遺産 その事由が消滅した時か

(遺産の分割の協議又は審判

第九百七条 遺言で禁じた場合又は同条第二項の規定により分割をしない旨 又は一部の分割をすることができる。 の契約をした場合を除き、 共同相続人は、 次条第一項の規定により被相続人が いつでも、 その協議で、 遺産の全部

2 (略)

(削る)

(遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止)

第九百八条 (略

2 共同相続人は、 五年以内の 期間 を定めて 遺 産 全部又は

部について、 その期間の終期は その分割をしない旨の契約をすることができる。 相続開始の時から十年を超えるこ

(遺産の分割の協議又は審判等)

第九百七条 部の分割をすることができる。 禁じた場合を除き、 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で いつでも、 その協議で、 遺産の全部又は

2 同 上

3 所は、 !項本文の場合において特別の事由があるときは 期 間を定めて 遺 産の全部又は 部について その分割 家庭裁判

を禁ずることができる

第九百八条 (同上)

(遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止)

(新設)

22

第九百二十六条 (略) 第(限定承認者による管理)	(削る) 3		第九百十八条 (略) 第	(相続人による管理)	ら十年を超えることができない。	ることができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時か	家庭裁判所は、五年以内の期間を定めて前項の期間を更新す(	終期は、相続開始の時から十年を超えることができない。	ついて、その分割を禁ずることができる。ただし、その期間の	庭裁判所は、五年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部に	前条第二項本文の場合において特別の事由があるときは、家(	ることができない。	る。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超え	前項の契約は、五年以内の期間を定めて更新することができ	とができない。
第九百二十六条 (同上)    (限定承認者による管理)	る。 家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用す 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により でも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。	所	第九百十八条 (同上)	(相続財産の管理)			(新設)				(新設)			(新設)	

及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。2 第六百四十五条、第六百四十六条並びに第六百五十条第一項

2

# (相続人が数人ある場合の相続財産の清算人)

続人の中から、相続財産の清算人を選任しなければならない。第九百三十六条 相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相

- て、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする2.前項の相続財産の清算人は、相続人のために、これに代わっ.2
- 3 とする。 第 続財産の清算人の選任があった後十日以内」と読み替えるもの 清算人について準用する。この場合において、 第九百二十六条から前条までの規定は、 一項中 「限定承認をした後五日以内」とあるのは、 第一 第九百二十七条 項 の相 続財 「その相 産  $\mathcal{O}$

(相続の放棄をした者による管理)

第九百四十条 までの間 十二条第 に属する財産を現に占有しているときは 自己の 項  $\hat{o}$ 相続の放棄をした者は、 相続財 財 産におけるのと同 産の 清算人に対し その放棄の時に相続財産 一の注意をもって、 て当該財産を引き渡す 相続人又は第九百五 その

財産を保存し

なけ

ればならない。

第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、前項の第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び

場合について準用する。

## (相続人が数人ある場合の相続財産の管理人)

続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。第九百三十六条 相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相

- て、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする前項の相続財産の管理人は、相続人のために、これに代わっ
- 3 とする。 第 管理人について準用する。 続財産の 第九百二十六条から前条までの 項中 管理 限定承認をした後五日以内」とあるのは、 人 0 選 任が あ この場合において、 いった後 規定は、 + 日以内」と読み替えるも 第 第九百二十七条 項  $\mathcal{O}$ 相 続 「その 財 産 相

## (相続の放棄をした者による管理)

第九百四十条 となった者が 続しなければならない。  $\mathcal{O}$ 財産におけるのと同 相 相 続の 続 財 産 放棄をした者は、 0) 0 管理を始めることができるまで 注意をもって、 その放棄によって相 その財産 の管理を継 自己

及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。2 第六百四十五条、第六百四十六条並びに第六百五十条第一項

### (相続財産の清算人の選任)

ならない。
は検察官の請求によって、相続財産の清算人を選任しなければ第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又

の場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。こ裁判所は、遅滞なく、その旨及び相続人があるならば一定の期2 前項の規定により相続財産の清算人を選任したときは、家庭

# (不在者の財産の管理人に関する規定の準用)

産の清算人」という。)について準用する。 第一項の相続財産の清算人 (以下この章において単に「相続財第九百五十三条 第二十七条から第二十九条までの規定は、前条

### (相続財産の清算人の報告)

しなければならない。
請求があるときは、その請求をした者に相続財産の状況を報告第九百五十四条 相続財産の清算人は、相続債権者又は受遺者の

第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、前項の2 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び

### 、相続財産の管理人の選任)

場合について準用する。

は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければ第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又

ならない。

2

裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭

# (不在者の財産の管理人に関する規定の準用)

産の管理人」という。)について準用する。第一項の相続財産の管理人(以下この章において単に「相続財第九百五十三条(第二十七条から第二十九条までの規定は、前条

#### (相続財産の管理人の報告)

しなければならない。
請求があるときは、その請求をした者に相続財産の状況を報告第九百五十四条 相続財産の管理人は、相続債権者又は受遺者の

2 第九百五十七条 第九百五十六条 2 第 庭裁判所が公告した期間内に満了するものでなければならない は、 箇月以上の期間を定めて、 九百五十一条の法人は、 き旨を公告しなければならない。 相続財産の清算人は、 承認をした時に消滅する。 九百五十五条 して清算に係る計算をしなければならない。 (相続債権者及び受遺者に対する弁済) (相続財産の清算人の代理権の 前項の場合には、 相続財産の清算人がその権限内でした行為の効力を妨げない 略 !続財産法人の不成立) 同項の規定により相続人が権利を主張すべき期間として家 相続財産の清算人の代理権は、 第九百五十二条第二項の公告があったときは、 相続人のあることが明らかになったときは、 相続財 全ての相続債権者及び受遺者に対し、二 成立しなかったものとみなす。ただし その期間内にその請求の申出をすべ 産の清算人は、 消 滅 この場合において、 遅滞なく相続 相続人が相続の その期間 人に対 第 2 第九百五十六条 2 第九百五十七条 第 対し、 九百五十五条 ことができない 財 以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは 九百五十一条の法人は、 ればならない。 承認をした時に消滅する。 して管理の計算をしなければならない。 (相続財 産の管理人は (相続債権者及び受遺者に対する弁済) 前項の場合には 相 相続財産の管理人がその 同 続財産の管 上 一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなけ 産法人の不成立) 理人の代理権の消滅 第九百五十二条第二項 相続財産の管理人の代理 相続人のあることが明らかになったときは、 の場合におい 遅滞なく 相続財 成立しなかったものとみなす。 産の管理人は、 権限内でし すべての相続債権者及び受遺者に て、 その期間 の公告があった後 た行為の効力を妨げな

一箇月 相

続

遅滞なく相

続

人に

は

一箇月を下る

権は、

相 続

人が

相

続

ただし

第

2 第九百五十八条の二 第九百五十八条 (削る) 以内にしなければならない。 算人に知れなかった相続債権者及び受遺者は、 の権利を主張する者がないときは、 することができない。 (特別縁故者に対する相続財産の分与) (権利を主張する者がない場合) 前項の請求は、第九百五十二条第二項の期間の満了後三箇月 第九百五十二条第二項の期間内に相続人として (略) 相続人並びに相続財産の清 その権利を行使 2 第九百五十八条の二 第九百五十八条の三 第九百五十八条 きない。 かった相続債権者及び受遺者は、 する者がないときは、 しなければならない。 合において にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。 又は検察官の請求によって、 ことが明らかでないときは (特別縁故者に対する相続財産の分与) (相続人の捜索の公告) (権利を主張する者がない場合) 前項の請求は、第九百五十八条の期間の満了後三箇月以内に その期間は、 前条第一 前条の期間内に相続人としての権利を主張 (同上) 相続人並びに相続財産の管理人に知れな 項の期間の満了後 六箇月を下ることができない。 相続人があるならば一定の期間内 家庭裁判所は その権利を行使することがで 相続財産の管理人 なお相続人のある この場